

## 第166 南極特別保護地区管理計画

### テール・アデリーのポール・マルタン

#### 1. 保護を必要とする価値の記述

ポール・マルタンの史跡は、元々はフランスの提案により勧告XIII-16（ブリュッセル,1985）で第46 南極史跡記念物として指定された。

#### 歴史概要

テール・アデリーに基地を建設することは、探検隊TA21 の主要任務として計画された。この探検隊は1948 年11 月にブレスト（フランス）を発ち、1949 年2 月11 日に流氷群に到達した。しかし氷の状態がよくなかったため、上陸することはできなかった。

TA3 という新しい探検隊が1950 年1 月18 日に後を引き継ぎ、1 月20 日に新しい基地の建設サイトが決定された。

ポール・マルタン（マルタン港）という名前は、探検隊の一員で、船上で亡くなったJ.A.マルタンに敬意を表してつけられたものである。André-Franck Liotard を隊長とする11 名の男たちがまず、プレカットの木枠と斜めの緩和柱で本館を建て、それから主に科学的活動（磁力、測地学、電離層 [圏] 観測、大気光学、生物学、他）と気象学を行うための別館をいくつか建設した。無線アンテナとウインド・マシンの塔が建物間の空地に緊急収容施設と共に建てられた。

T4 の17 名の交代乗組員のメンバーが、Michel Barré 隊長の指揮のもと、1951 年1 月6日に上陸した。彼らは科学的活動を継続・発展させるとともに、本館を拡張した。Mario Marret 率いる縮小された隊（全部で四名）の隊員たちが第二の基地をペトレル島（ジオロジー岬諸島）に建設している時にRené Garcia 隊長が率いるT5 救援隊が1952 年1 月14 日にポール・マルタンに到着した。

1952 年1 月23 日から24 日にかけての夜、ポール・マルタン基地の本館は火災で喪失した。補給船がまだ近くにいたため、人々を非難させることができた。そのうち3人は、当初の4人といっしょにジオロジー岬で下船し、Mario Marret 隊と合流した。この再編された七人のメンバーからなる隊は、その冬の間ポール・マルタンを捜索し、置き去りにされていた様々な備品（2台のウィーゼル自動輸送車を含む）を回収した。

それ以来、この基地を訪れる人はせいぜい数時間滞在するだけであり、基地は当時の状況をそのまま留めていると考えられる。

#### 建物群

今日ポール・マルタンに残っているのは避難所、雨よけ、石炭や供給用の倉庫等の付属の建物である。本館の残骸は年間を通じて雪に覆われているため、火災の後に何が残っているのかは正確には把握することは難しい。建物に何が残っているのかを調査し、備品の目録をつくるために考古学的な調査団を派遣する必要がある。しかし1950 年代の始め、南極に空間的広がりを持つ基地が建設された時点から存在していた付属の建物は、それ自体、特別な保護に値するものである。

事実、ポール・マルタンは戦後すぐの時代の南極基地の完璧な実例であり、その建設は国際地球観測年のプロジェクトに対応したものである。英雄時代からの犬ぞり輸送という手段を使い続ける一方で、機械化時代のウィーゼル自動輸送車（キャタピラトラクター）も使用した。しかし、その目的は断固として科学時代のものであり、基地が実際に運営された期間は短かったが、地球科学、気象、電離層の研究分野での進歩のいくつかは基地に関係している。このように、サイトには歴史的文化的な重要性がある。

基地の運営期間が短かったことにより、この歴史の断片が残されることになった。表面から取り去られたものを除いては、当初導入されたものに何ら変更は加えられていない。さらに、将来の考古学にとって、厳しい条件での調査をおこなうための方法や技術を設計するのに最適なサイトである。サイトは部分的に雪で覆われているが、これは概念的には特殊な堆積物ととらえられるべきものである。ポール・マルタンの埋蔵物から、考古学者たちは、それに適用すべき方法論と同時に、新しい概念もつくりあげることができるであろう。これらは南極における他のサイトでの今後の考古学研究で利用することができる。

以上の理由から、ポール・マルタンは歴史的架け橋としてだけでなく、独特の考古学フィールドとして考えられなければならない。そこの探査や評価には特殊で他の模範となる技術を必要とし、南極条約の精神に基づく国際協力のための新しい特別な地域とされるべきである。

## 2. 目的

管理計画の目的は、本地区とその特性の保護であり、またその既知の価値および潜在的な価値を保つことである。以下は主要目的である：

- ⅰ 本地区の価値の低下、およびその潜在的なリスクを避けること
- ⅱ サイトの開発と多くの人に開放するための適切な調査方法を専門家が確立するまで、厳しいアクセス規制を設けることを含めて、サイトの完全性を保全すること
- ⅲ 地上の人工物（アンテナとウインド・マシンの塔、避難場所等）の必要最小限の保全計画をたてること

## 3. 管理活動

- ⅰ 避難所を含む現況の上部構造物の保全と維持のプログラム
- ⅱ 人工物や構造物の状態やそれに影響を与える要素を常にモニタリングする調査プログラムを以下の方法を通じて行う。
  - ・ 現地にある米国の自動基地局が記録した数10年間の天候のデータの研究
  - ・ 様々なレベルの雪の層についての関連データを送信する自動センサーの利用
- ⅲ 人工物の現場保存や現場を離れた場所での保存プログラム（陸上物の在庫目録をつくることを含む）を以下の方法を通じて行う。
  - ・ 小屋周辺の歴史的人工物の廃棄の記録と地図作成
  - ・ その他の関連する歴史的データの記録
  - ・ S I Gの準備
- ⅳ本地区で活動する国立南極プログラムの責任者や本地区に興味を持つ者は、これらの条項の適用が確実に行われるよう協議をする。

#### 4. 指定の期間

本地区は無期限に南極特別保護地区（ASPA）とする。

#### 5. 地図及び写真

付属書A：ポール・マルタン・Paul Perroud による基地（当初の）周辺の1/300 の地図。Vallete, Y., J. Dubois, テール・アデリー, 1950-1952, フランス極地遠征隊, 技術成果N°G.III, 53, パリ 1955.

付属書B：フランス極地遠征隊地図・極地遠征隊1948-1953. 《テール・アデリー-ポール・マルタン》, 1/20000

付属書C：フランス極地遠征隊により1950年から1952年に描かれた地図・1/5000

#### 6. 本地区の記述

本地区は、避難所の左側にある「アストロラーベ柱」として知られる目印のある点（座標：南緯66度49分、東経141度23分）が中心となっている（付属書Aの地図を参照）。以下の記述、および付属書Aに描かれた(地区の範囲を示す)多角形の頂点の正確な座標は、遠征隊の調査が済み次第、地図へ付け加えられるだろう。

##### 6(i) 本地区の境界線

境界線は地図（付属書A 縮尺1/300）に描かれた多角形によって定義される。多角形の頂点をディファレンシャルGPSと結びつけるため、優先的に新しい地図を作成する必要がある。

指定地区の輪郭を描くために、多角形の頂点は残骸のある境界よりも約6メートル外側とする。残骸は以下の通りである。

İ 北側：電離層センサーのトロンボーン・アンテナの柱、ウインド・マシン塔の北北西の角、作業場の北北西の角と東南東の角

İ 西側：作業場の西南西の角、供給小屋の西の角、ウインド・マシン塔の南の角

İ 南側：ウインド・マシンの南の角、気象塔の南南西の角、雨量計の位置（小屋20,60）

İ 東側：雨量計（小屋20,60）、雨よけの東の角、電離層センサーのトロンボーン・アンテナの柱

さらに本地区は海岸線と平行に走る（付属書B：IGN1/20,000の地図）、スフィンクス山からボールド山（Annex C：1/5000の地図 1950/1952にフランス南極探検隊の作成）にかけての200メートル幅の帯を含む。沿岸にはいくつかの上陸ポイントと水面下には船の残骸がある。

##### 6(ii) 本地区内のアクセス保留地区

上記の境界内の地区と海岸帯を含む地区は、アクセス保留地区とする。その地区内のすべての建物と人工設備は歴史的起源を持つものとする。アクセス保留期間は在庫目録、専門家による土地、サイト上にある備品の価値や考古学的現場としての評価が終了するまでとする。

##### 6(iii) 本地区内の建物

本地区内の建物はすべて歴史的起源のあるものとみなされる。

#### 6(iv) 本地区の直接隣接する他の保護地区

本地区の近傍には他の保護地区はない。

### 7. 許可証の条件

保留地区へのアクセスは、管轄権を有する国家当局に交付された許可なしには禁止されている。その許可には一般条件および特定条件が課される。

許可発給に伴う一般条件は優先順位が高い順に以下の通りである。

I 歴史上のサイトの管理計画の改善やサイトの知識をより深めるために必要な調査・研究を委託された専門家（地形学者、考古学者や関連分野の専門家）の任務に関する活動。

I 地上の建造物の保全、強化、保護と維持業務

I 設置可能な自動基地の据付け/維持と将来の修理作業

I 最後に、計画の目的達成のためのすべての管理活動。まず、観光関連活動、教育やレジャー活動は考古学の調査と上層建造物の可能な強化作業（安全対策と歴史的記念物の保全）が終了するまで制限されなければならない。このアクセス制限期間の長さは、管轄権のある国家当局の判断にまかされる。

許可された場合、その許可の有効期間は発給された任務を遂行するのに必要な期間を超えてはならない。

#### 7(i) 本地地区へのアクセスと本地区内での移動

許可証を持った者がアクセスできる地点や地域は、いくつかのシナリオ（スタッフや装備の上陸、本地区内で最も一般的な天候状態を含む）で定義された陸上観測ポイントを通るものでなくてはならない。これらのアプローチ・ポイントの制限は、船員、パイロットや保全協議機関（考古学者や文化遺産保全の専門家による）の意見に従い定義される。

またこれらの制限は、考古学的作業が実行されない限り、訪問者数の大きな増加は保護すべき価値にとって有害であるという仮説に基づいたものでなければならない。

航空機の着陸は本地区の外で行われ、本地区に接近した場所の場合には、パイロットや文化遺産保全の専門家の意見を聞いてからポイントが選択される。これらの人々の意見は、サイトの建物に近すぎる場所への着陸は特に以下の危険をもたらすという事実に基づいたものでなければならない。

I 乗組員や装備を危険にさらす可能性がある（地上の人工物の持ち上げ）

I 地上の人工物の空間配分を乱す

I 地上の備品や氷の小片を撒き散らすことで、既存の構造物を傷つけるリスクがある

したがって、着陸やアプローチはパイロットと文化遺産の専門家との合意によって指定された着陸とアプローチのサイトで行われる。地上の状態を精査してそれらの場所を決めることは、文化遺産サイト管理計画の一環である。

陸上車両は、科学的な作業や考古学的人工物の保全作業をするのに必要とされることがある軽量車両を除いて、本地区内では禁止である。軽車両を使用する場合には、車両の総重量が1.2 トンを越えてはならない。車両は雪や粒上氷雪に適した低圧力タイヤまたはゴムかそれに類似の弾力性のある素材を使用したキャタピラを装着するものとする。

#### 7(ii) 本地区内で許可される活動

本地区内で許可される活動は、文化遺産と考古学の調査訪問、修復作業、設置、自動調査機器または遠隔通信機器の点検と維持を含む保全/保護を目的とする訪問である。

許可証の所持者は、遂行中のプログラムを妨害しないことに注意を払わなければならない。

#### 7(iii) 建造物の設置、改築または除去

地上の人間由来の（人工の）遺物すべて、また地下の物品すべては歴史的遺産を形成するものと考えられる（地下の物品についてはこのことが一層強調される）。

関連当局からの明確な許可の発給がされた修復/保全を目的とするもの以外は、歴史的建造物に属するいかなる残骸や備品もサイトから撤去することできない。

関連当局に許可された必要不可欠な科学的な理由または管理活動を除いて、本地区に建造物や科学機器を建設/設置することはできない。

#### 7(iv) キャンプ場の位置

許可を受けた訪問者は、現場の状況や任務の要求に応じてキャンプ場を決める。キャンプを行う度に、小縮尺の地図（例として1/2000）に、キャンプに必要な様々な道具による土地利用の境界を印すこと。各キャンプ活動の後に、関連発給当局にそれらの地図を提出すること。

#### 7(v) 本地区内で許可される物質および生物についての規制

Ⅰ マドリード議定書の附属書Ⅱの条項に従い、生きた動植物、粉状の卵を含む家禽製品や副産物の本地区への持ち込みは禁止されている。

Ⅰ 許可証に記載のある条件の下で行われる許可を受けた科学的活動で使用されるものを除いて、本地区内での化学物質の使用は禁止されている。発給を受けた活動期間の終了時またはその前にすべての化学物質を本地区内から撤去しなくてはならない。

Ⅰ 燃料や食料、その他の物質の貯蔵は、許可が発給された活動で必要な場合以外は禁止されている。持ち込まれた物質は使用後速やかに撤去すること。永久保管は禁止されている。

#### 7(vi) 許可証の所持者以外によって持ち込まれた物質以外の物の収集または除去

許可証の所持者以外によって持ち込まれた物質の収集又は除去は禁止されている。しかし修復、保全や文化遺産の保護または科学的な目的があり、それが管理計画の目的に従うもので、そのために特別な許可証が関連当局から別に発給された限りにおいては、物質の収集または除去をおこなうことができる。

#### 7(vii) 廃棄物の処分

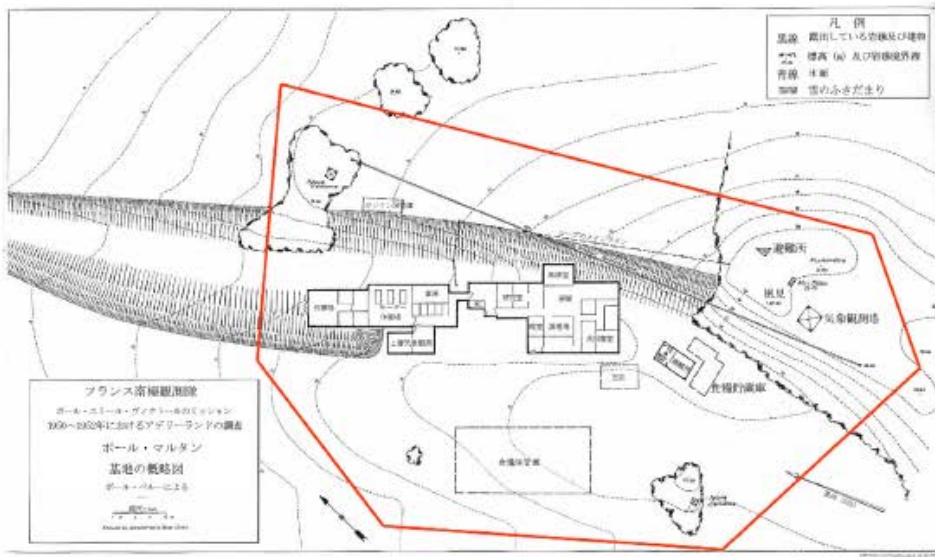
作業を行う者や訪問者によるすべての廃棄物は、本地区から除去しなくてはならない。

#### 7(viii) 管理計画の目的と目標の達成に必要な措置

本地区への訪問は、科学と管理活動に厳しく制限される。

#### 7(ix) 訪問報告書

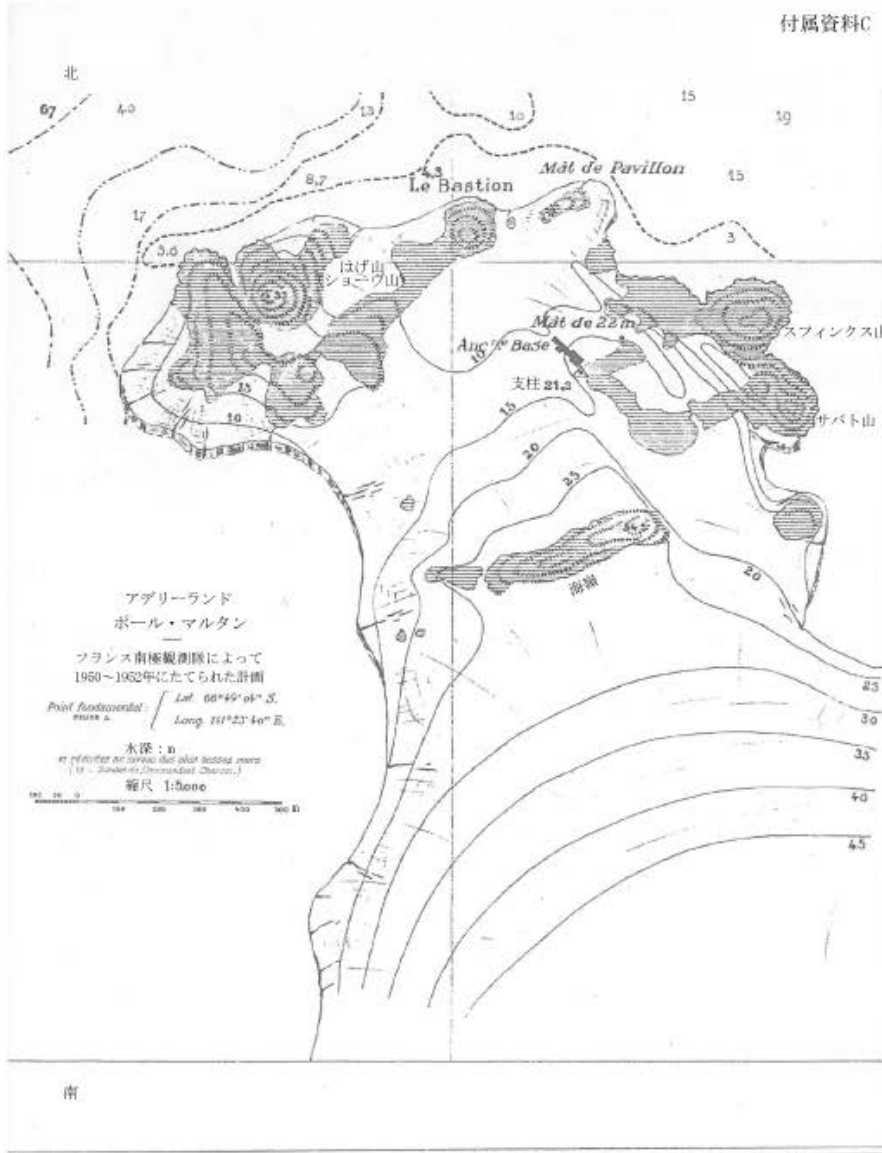
締約国は、発給された各許可証の所持者の代表が本地区内で実施した活動の報告書を関連当局に報告することを保証しなければならない。締約国はこれらの活動の記録を保管し、自国の管轄対象者が行った活動の要約を毎年の情報交換の中で提供すべきである。要約は管理計画の効果を評価できるだけの十分な詳細さを持ったものとする。締約国は可能な限り、報告書の原本あるいはコピーを公開可能な文書保管所に保管し、管理計画の見直しおよび本地区の科学的な利用に役立てられるようにする。専用ウェブサイトにも発表することも検討する。



Annex A : ポール・マルタン



Annex B : フランス極地探検隊地図



Annex C : フランス南極探検隊により 1950 年から 1952 年に描かれた地図